

2025 年 10 月 6 日改正

株式会社V L Cセキュリティ 定 款

株式会社VLCセキュリティ定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社VLCセキュリティと称し、英文ではVLC SECURITY CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報の提供
2. パッケージ・ソフトウェア業
3. コンピュータ用ソフトウェアの企画、設計、開発、製造、輸出入、販売、保守サービス業務
4. コンピュータ用ハードウェアの企画、設計、開発、製造、輸出入、販売、保守サービス業務
5. コンピュータネットワークの企画、設計、開発、製造、輸出入、販売、保守サービス業務
6. コンピュータ機器及び関連商品の販売
7. 企業、諸団体の経営指導、業務改革、業務改善、教育、及びコンサルティング
8. 文書管理に関する企画、設計、教育、及びコンサルティングと各種作業の引受
9. オフィスオートメーション機器の企画、開発、設計及びコンサルティング
10. マーケティングリサーチ、及び企業経営情報、経済情報の調査、収集及び提供
11. ユーザーインターフェースに関する評価、調査設計、教育及びコンサルティング
12. インターネット通信教育システムの企画、設計、開発、製造、輸出入、販売及び導入支援コンサルティング
13. デジタルコンテンツ等の企画、設計、開発、製造、輸出入、販売、保守サービス業務
14. 電子、機械、化学技術情報の収集、分析及び索引作製
15. 情報セキュリティに関する経営指導、教育、調査及びコンサルティング
16. 翻訳サービス
17. 企業の経営・人事、コンピュータ、電子、機械、化学等の情報に関する講演会・

セミナーの企画、受託及び開催

18. 一般事務処理、計算の受託、諸情報処理の代行
19. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
20. 生命保険・損害保険の代理業
21. ファイナンシャルプランニング業務
22. 広告及び宣伝業
23. 各種会議、展示会、イベントの企画・制作・請負・運営
24. 図書、雑誌その他印刷物の企画、制作、販売並びに書籍の出版
25. 有価証券の売買、保有及び運用
26. 特許権の取得、保有、運用
27. インターネット上のショッピングモールの開設及び運営
28. グラフィックデザイン・印刷物・ディスプレイデザインの制作
29. インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用、制作代行及び保守に関する業務
30. 不動産の所有、売買、賃貸借及び管理並びにその仲介及び代理
31. 広告代理業
32. 印刷及び出版業
33. 店内装飾の企画、指導並びに請負業
34. セールスプロモーションの企画、立案及び制作に関する業務
35. 情報提供サービス業
36. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携等の企画立案、斡旋及びその仲介業務並びにそれらに関するコンサルティング業務
37. 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
38. 販売、製造及び技術提携の仲介斡旋
39. 投資事業
40. ホテル、旅館、スポーツ施設、遊技場等の娯楽施設の所有、管理、運営及び賃借
41. カフェ、レストラン、居酒屋等の飲食店の所有、管理、運営
42. 飲料品、健康食品、調味料、酒類、清涼飲料水の製造、販売及び輸出入
43. 化粧品、衣料品、日用雑貨品等の製造、販売及び輸出入並びにそれらの受託
44. オーディオ、ビデオ、映画の製作並びに配給事業
45. 一般貨物自動車運送業及び貨物軽自動車運送業
46. 厨房機器の開発、企画、製造並びに施工、販売
47. 電子部品、ユニット、基板その他機械器具に使用される部品及び材料の製造及び販売
48. 省エネルギー関係商品の開発、企画、製造並びに施工、販売

49. 建築設計並びに工事請負

50. 前各号に附帯する一切の業務

- ② 当会社は、前項各号の事業及びこれに附帯する一切の事業、その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25,288,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等による自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役8名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第24条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

第25条 監査役は株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、監査役のなかから常勤監査役若干名を選定する。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会の招集等)

第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（これらの地位にあった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第33条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。